

令和 8 年第 5 回（定例会）

厚真町教育委員会会議録

1 開会

令和 8 年 3 月 2 6 日（木） 1 4 時 2 5 分

2 閉会

令和 8 年 3 月 2 6 日（木） 1 7 時 4 0 分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 長門 茂明 池川 徹 金光 えり 日西 大介

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

次長 澤田 慎也

生涯学習課長 阿部 雄史

生涯学習課参事 乾 哲也

5 会議録署名委員の指名

（ 長門 茂明 ）

（ 池川 徹 ）

6 教育長報告

(1) 行事参加等の動向 (資料 1)

(2) 第 1 回厚真町議会定例会 3 月 4 日～ 1 2 日

・ 令和 7 年度補正予算について (資料 2 - 1)

・ 一般質問について (資料 2 - 2)

・ 厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部  
を改正する条例 (資料 2 - 3)

【質疑】

長門委員：キャッププログラムはどこ国が発祥のものか。

阿部課長：日本発祥である。

長門委員：手段としては、よいと思うが、なぜこのようなプログラムを用いてまで、教育の現場で整えなければならないかという根本的な概念を、教員や保護者が理解した上でやらないと、多忙感だけが全面にでてきてしまう。

教育長：このプログラムは、そういった部分を理解していただくという意味で子供達だけではなくて、教員に現状把握と子供達の立ち位置や相手の立ち位置を理解するワークショップを行うことが必要である。

長門委員：ベースとなる道徳観やモラルがしっかりしていれば、こういったものに頼らなくてもよいと感じた。

教育長：このプログラムを1つの例として、他のものに生かせるような取り組みである。

金光委員：各学校では、学活や保健体育の時間が教育課程に入っている。町教育研究所の養護教諭部会を中心に学校保健会と連携し、各学校で差異があると話題になったが、性教育に関わるカリキュラムを踏まえたうえで、さらにこのプログラムが必要ということか。今の教育課程に沿った教育ではその部分は補えないため、プログラムを実施してほしいといったものか。

教育長：実例として子供たちの性的な関わりによる案件がある。このプログラムを活用し、解決する糸口や学びにつなげる提案である。議会の中でこのようなやり取りがあったが、学校現場でプログラムの方向性を町教育研究所で話題にしていく。

長門委員：具体的な行動パターンが子供たちにイメージしやすいようなプログラムか。

教育長：そうである。

## 7 所管報告

### 学校教育グループ

(1) 3月校長会議・教頭会議について (資料3)

(2) 令和7年度第2回厚真町いじめ問題対策連絡協議会について (資料4)

(3) 令和7年度厚真町標準学力調査の結果・厚真町の児童生徒の概況について (資料5)

(4) 令和7年度新体力テストに係る厚真町の児童生徒の概況について (資料6)

### 【質疑】

教育長：分析結果については、先ほどの標準学力テストの結果と併せて再度確認を行い、次回の教育委員会で報告する。女子の50m走で小学校から中学校に進学して数値が伸びているため、成長の関係もある。

金光委員：中学校で陸上競技を行う女子が速いため、個体数が少なくこれだけでは判断できない。

教育長：数値とグラフで見ていると全国平均より低いからと言って機能が不足しているかというわけではない。

金光委員：保護者が低い結果を見たときに分析や具体的な方策を考えなければならない。

教育長：学校現場でできる時間は限られているが、効率よく技能やポイントを伝えなければならない。

池川委員：中学生の英語教育に力を入れているが、全国を超えられていない。

教育長 : 意欲をどのように高め苦手意識を持たせないようにしなければならない。

池川委員 : 教師とALTの教え方の違いもあると聞いたことがある。

金光委員 : テストでできるに越したことはないが、コミュニケーションとテストでできるとは違うものである。

教育長 : 初対面のALTと会ってもコミュニケーションをとれている。そこで正しいことを言っているかといえそうではない部分はあるがあまりにも正解を求めすぎている感じを受けている。以前は、コミュニケーションの授業が楽しむ事や魅力あるものとしてとらえられていたが、今は捉え方が変わってきていると感じる。今後、英語の魅力を感じるような授業の取組を進めていきたい。

長門委員 : 町の英語教育は、テストの点数を上げるという発想でいくと概念が違う。

教育長 : 英検では3級以上の受験料を無料にしているが、受験者数が減っている。

長門委員 : 以前は、子供たちの力がついてきたから、自分を試す意味で英検の受験を推奨していた。個の力を上げたことにより、結果的に全体の結果が上がっていった。

教育長 : ICTの活用も可能な時代であるため、効率は良くなっている。

#### 学校給食センター

- (1) 厚真町学校給食センター異物混入対応マニュアルについて  
(資料7)

【質疑なし】

#### 社会教育グループ

- (1)放課後子ども教室特別教室及び活動報告会／3月7日(土)／厚南児童会館／チラシ配布／スタッフ・保護者・地域の方々・参加者等合わせて約40人参加
- (2)英会話教室／第3期終了／年間実施回数：ビギナークラス24回159人参加、アドバンスクラス24回145人参加
- (3)厚真町物品無償譲渡会／2月28日(土)・3月1日(日)／青少年センター／約200人参加
- (4)青少年センターバイバイイベント／3月1日(日)／ペイント会・プラネタリウム×ゲーム大会・ものづくり体験／青少年センター／約180名参加
- (5)厚真町放課後児童クラブ運営指針について (資料8)

**【質疑】**

金光委員：放課後児童クラブに現在支援員は、何名いるか。

乾参事：厚真で4名、上厚真で3名である。

金光委員：クラブで教えることややらなければならないことがたくさんある中で支援員になる人材がいるか心配である。

乾参事：今までの学童保育レベルから支援員そのものに求められるレベルが高度化されているため、社会福祉士による研修を行っている。予算の部分でも体制の整備を行う。

**8 議 案**

議案第1号 外国青年英語指導助手任用規則の一部改正について (資料9)

**【質疑なし】**

議案第2号 厚真町立学校職員の公用車使用に関する規則の一部改正について (資料10)

**【質疑】**

池川委員：保険の加入についてはどこに記載があるか。

教育長：申請書に記載がある。

池川委員：公用車のドライブレコーダーは何のために取り付けているのか。

教育長：事故後に争いになったときに客観的な材料になる。学校現場においては、国や北海道で参考事例はないのか。

阿部課長：国や北海道でも事例はない。

金光委員：事故がないに越したことはないが、学校の行事で教頭や事務職員が自家用車での移動や、宿泊研修はスクールバスで移動するが万が一の時に教頭は自家用車で移動しているため、事故の可能性は皆無ではない。

教育長：被害者が訴える対象が町となる可能性もあるため、ドライブレコーダーを義務付けることも含めて再度検討する。

議案第3号 学校給食費の改定について (資料11)

【質疑】

金光委員：高校生より中学生が高いのはなぜか。

阿部課長：高校生は牛乳がないからである。

議案第4号 厚真町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について (資料12)

【質疑】

池川委員：認定予定団体に陸上クラブがなっているが、他の団体として町内に在住している人が受け皿になりやってくれるものか。転勤によって指導者がいなくなることはないのか。

乾参事：万が一を考え、休止届を設けている。

金光委員：団体から申し出があったものに対してということで、この資料には記載されていないが、サーフィンやスピードスケ

ートも申請して認定される可能性はあるか。

乾参事 : そうである。

議案第 5 号 厚真町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合  
の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

(資料 1 3)

**【質疑】**

池川委員 : この要綱に合わせて、役場職員も同じような要綱を作っているか。

澤田次長 : 兼職兼業届はあるが、地域クラブの兼職兼業が今回できたため、これから役場職員が指導者として出てくる可能性がある。

池川委員 : 役場でも兼業届を出さないとできないのか。

澤田次長 : 役場職員の兼業届は別に定められているが、ここまで細かくはない。

金光委員 : 期待される効果の有償化で地域クラブ活動に参加できるというのは、勤務時間外での活動ということか。有償の経費は町で負担するのか。

澤田次長 : 勤務時間外である。

乾参事 : 有償の部分は各クラブで負担となる。

金光委員 : クラブによって金額に違うことがあり得る。

教育長 : 基本的に勤務時間外であり、勤務時間内であれば報酬はもらえない。

議案第 6 号 厚真町総合型地域スポーツクラブ補助金交付要綱の  
制定について (資料 1 4)

**【質疑】**

池川委員 : 年間上限金額は、厚真町に対しての支援か。加入するクラ

ブが増加すると按分されるのか。

乾参事 : 総合型クラブの事務局に対する自立支援であり、各クラブへの支援ではない。

金光委員 : スポーツクラブと記載あるが、吹奏楽は対象となるか。

澤田次長 : 文化・スポーツクラブであるため、対象となる。

長門委員 : 年間上限があるが、活動実態や要件によって変更はあるか。

乾参事 : 申請書の内容次第である。

池川委員 : 指導者に対する賃金はクラブの中で払うのか。

乾参事 : 認定した地域クラブで教育委員会からの活動助成金が月額上限10万円の制度がある。

池川委員 : 指導員の賃金はいくらか。

澤田次長 : 時給約1,100円である。

教育長 : 今まではそれぞれの少年団があって、大会がない限り町から支援はしていなかった。今回は、総合型地域クラブの傘下に入り、認定地域クラブに認定された場合には、町からの一定の支援を受けることができる。

長門委員 : 月額10万円か。

乾参事 : 月額10万円ではなく、上限が10万円である。

教育長 : 総合型地域スポーツクラブに所属すると、今までの活動形態と総合型の活動を行うことが前提である。

乾参事 : 強制ではないが、各団体に協力をいただきたい。

教育長 : 総合型地域クラブは部活動や地域展開とは別な観点であるが、多世代の人が様々な文化スポーツをするときに今までの既存の団体活動の団体が大きな組織の傘下に入ったことによって、そういった方々も受け入れる形が可能ということをも前提としてほしい。

乾参事 : 事務局は、体験型の軽スポーツも担いつつ、認定地域クラブに協力をもらい相互協力関係を築き、事務局機能とスポ

ーツの振興を担っていく。

金光委員：フラダンスや太鼓もこの活動に入るか。

乾参事：該当するが、放課後での居場所機能の確保を含め、様々な活動を想定している。

金光委員：各団体から申請が来た場合は、考える余地はあるか。

乾参事：近隣市町のクラブでは、幅広い団体がクラブの傘下に入っている。制限するものではない。

教育長：町の認定地域クラブの位置づけは、今回の総合型地域スポーツクラブができたときに認定クラブになることは任意か。

乾参事：認定クラブになるかは任意である。

教育長：認定を受けることによって、中学生は中体連に関われるという意味か。

乾参事：部活動地域移行により認定クラブである。

教育長：少年団が申請をして、条件に合致していれば認定を受けられるのか。

澤田次長：いずれあるかもしれない。

教育長：今回の補助金交付要綱は総合型地域スポーツクラブへの運営のための補助金である。

澤田次長：総合型スポーツクラブと地域移行は別物である。これまでスポーツクラブはT O T Oの助成で子供から高齢者まで町のスポーツ事業や文化的な体験を行ってきた。文部科学省から部活動の地域移行を示された。厚真町は地域クラブがない中、地域展開をやらなくてはならないため、地域移行が先になったが、総合型地域スポーツクラブの設立が4月に入ってからなので、順番が逆になった。考え方によってはクラブは単に地域移行の受け皿ではないため、クラブが頑張っているところは、地域移行を受けない市町村もあるようだ。厚真町は、4月から中学校の部活動がなくなり、

クラブで請け負ってスタートするのが今回の趣旨である。その時によってスポーツの流行があるため、現在は指導者がいるが、例えば十年経過して指導者がいるかどうかはわからないのが現状である。クラブ自体がNPO法人になり、域内のスポーツ施設を請け負う場合があるが、厚真町は今のところその考えはない。最近では外部委託をする市町村も多い。

教育長：いずれにしても、地域のクラブと部活動の地域展開が重なった関係で、現場の生徒や保護者や団体が混乱しないようにしてほしい。

池川委員：総合型クラブの事務局は誰が担うのか。

澤田次長：町会計年度任用職員と地域おこし協力隊の2名が事務局となり、教育委員会がサポートに入り事務局が運営していく。昨年度は社団法人を立ち上げるという話もあったが、とりあえずは、4月から任意団体としてのクラブとして立ち上げる。

議案第7号 厚真町教育サポートセンター設置要綱の制定について  
(資料15)

【質疑】

教育長：予算審査特別委員会でも質問はあったが内容は。

阿部課長：予算審査特別委員会や総務文教常任委員会でもこの資料を使用して説明している。

教育長：2年前から動いていたものを明確に位置付けるものである。

金光委員：教育委員会のサポートセンターの担当者は社会福祉士か。

阿部課長：担当者は、学校教育グループで事務は事務職が担当し、実務は社会福祉士や新しい支援員が担当する。

議案第 8 号 浜厚真野原公園サッカー場利用料金の改定について

(資料 1 6)

【質疑】

池川委員：人工芝について、改修にお金がかかるため、利用料金の設定について、差をつけるべきではないか。

長門委員：人工芝の耐用年数は何年か。

乾参事：ゴムチップの補充が 3 年から 5 年に 1 回である。

池川委員：いくらかかるのか。

乾参事：200 万円程度である。

池川委員：1 月から使用しているのか。

乾参事：積雪がなければ使用している。

池川委員：駐車場の除雪の経費もかかるため、差をつけるべきである。

教育長：指定管理者は、天然芝、人工芝を問わないという提案に見解は聞いているか。

乾参事：詳しくは聞いていないが、現行条例が差別化をしていない。

池川委員：人工芝の改修をした時に条例改正の審議をしていないのではないか。指定管理者も人工芝の改修が必要な場合は町にお願いをする考えであるため、改定するのであれば、人工芝の料金を上げるべきである。

乾参事：近隣自治体でも人工芝にしているところがあるため、調査をしたい。条例改正については、指定管理者からナイター設備を設置したいと申し出があり、そうなった場合、ナイター料金も入っていないため、人工芝の料金改定も検討したい。

教育長：野原公園の天然芝の状況は良くはない。

乾参事：天然芝は、養生期間が必要であるため、使用期間は 4 月下旬からで限られる。また、使用頻度が多いと芝が痛むため、管理が大変なのが現状である。

教育長 : 維持管理や今後のことを考えると天然芝と人工芝で料金に差をつけなければならないという意見は出てきたが、条例改正を含めて検討してほしい。

池川委員 : 町民と町外の人で料金を分けていないのか。

乾参事 : 町民は、減免措置がある。

日西委員 : 今回の改定案は平日や休日は問わないのか。

教育長 : 現状は平日も休日も同一の料金で行っているのか。

乾参事 : そうである。

池川委員 : 利用料金の上限があるが、その金額が適正価格かどうか近隣自治体と比較し、条例を改正しないとならない。改修のための基金を含んだ料金設定にしたほうがよいのではないのか。

教育長 : 基金という扱いになると指定管理に関する条例があって、利用料金は、指定管理者の収入になるが、収入の一部が基金となるとその扱いも変えないとならない。

池川委員 : 近隣の利用料金や改修経費を積算して、条例改正をする方向にしなければならない。

乾参事 : 詳細は確認していないが、近隣と比較しても1時間3千円という金額は、安価な金額であるため、条例の改正を検討する。

長門委員 : ナイター設備は、指定管理者が設置するのか。

乾参事 : そうである。

池川委員 : 電気代も指定管理者の負担か。

乾参事 : そうである。

池川委員 : ナイター設備をつけたときには、夜間照明料も徴収するのか。

乾参事 : そうであるが、現行条例に照明料金の条項がないため、条例改正が必要である。

議案第 9 号 教育委員会事務局職員の人事について

【質疑なし】

議案第 10 号 第 2 期厚真町教育振興基本計画の制定について

(資料 17)

【質疑なし】

## 9 その他

### (1) 転入教職員辞令交付伝達式・歓迎式

- ・ 4 月 3 日 (金) 総合福祉センター大集会室  
辞令交付伝達式 午後 2 時 30 分  
歓迎式 午後 2 時 45 分

## 10 次回委員会の開催日程

- ・ 定例委員会 4 月 28 日 (火) 午後 2 時 30 分

## 11 閉会